

ガス・電気セット割

[付帯メニュー定義書]

平成30年11月1日 実施

日本瓦斯株式会社

目 次

1. 定義	1
2. 適用条件	1
3. 割引内容	2
4. 適用開始日	3
5. 適用廃止	3
6. 本定義書（ガス・電気セット割）の変更および廃止	3
7. その他	3
付則 1. 実施の期日	4

本定義書（ガス・電気セット割）は、当社との間でガス供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまが、当社と電気の需給契約を締結し、供給を受けている場合に、当社の一般ガス供給約款（基本約款）および個別約款にもとづき計算されるガス料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1. 定義

- (1) 一般ガス供給約款（基本約款）および個別約款に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。
- (2) 本定義書における個別約款とは、一般料金契約、家庭用暖房料金契約、エネファーム料金契約のことをいいます。

2. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを当社が承諾した場合に本定義書を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、一般料金契約、家庭用暖房料金契約又はエネファーム料金契約のいずれかの契約者であり、かつ、当社の電気供給約款にもとづく電気の契約（以下「電気の契約」といいます）の契約者であること。
- (2) お客さまの電気の契約における需要場所が、原則としてお客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。
(なお、電気の契約における需要場所は、電気供給約款 2（3）によるものとします。）
- (3) ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。
- (4) お支払い方法が口座振替またはクレジットカード払いであること

3. 割引内容

当社は2に定める適用条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、各個別約款の別表に定める料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス供給約款（基本約款）20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います）を適用して算定した料金（小数点以下の端数を切捨て）（以下「割引前料金」といいます）から以下に定める割引額を割り引きます。

なお、他の付帯メニュー定義書で定める割引が同時に適用される場合、お客様に適用される全ての付帯メニュー定義書による割引額の合計金額は、割引前料金に、お客様に適用される各付帯メニュー定義書で定められた割引率の合計を乗じた金額とします。（計算結果は小数点以下の端数切捨て）（各付帯メニュー定義書が個別に適用された場合の割引額を加算した合計金額と異なる場合があります）

ただし、料金算定期間のガス使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

付帯メニュー定義書の適用がガス・電気セット割のみの場合

割引額＝割引前料金×下表に定める個別約款ごとのガス・電気セット割 割引率
（計算結果は小数点以下の端数切捨て）

<個別約款ごとのガス・電気セット割 割引率>

個別約款名称	使用量種別		割引率
一般料金契約	A	0 m ³ ～15 m ³ まで	0.5%
	B	15 m ³ を超え 30 m ³ まで	1.5%
	C	30 m ³ を超え 150 m ³ まで	3.0%
	D	150 m ³ を超える場合	4.0%
家庭用暖房料金契約	A	0 m ³ ～15 m ³ まで	0.5%
	B	15 m ³ を超え 30 m ³ まで	1.5%
	C	30 m ³ を超える場合	3.0%
エネファーム料金契約	A	0 m ³ ～15 m ³ まで	0.5%
	B	15 m ³ を超える場合	1.5%

4. 適用開始日

ガス・電気セット割の割引の適用開始日は、電気の契約成立日以降の最初のガスの定例検針日の翌日からといたします。

5. 適用廃止

当社は2に定める適用条件を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気セット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下の通りとします。

(1) ガスの契約を解約する場合

一般ガス供給約款（基本約款）10による解約日

(2) 電気の契約を解約する場合

当該事由発生日の直後のガスの検針日

なお、当該事由発生日の直後のガスの検針日までの間にガスの契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

(3) (1) (2) 以外の事由による場合

当該事由が発生したことを当社が確知した直後のガスの検針日

6. 本定義書（ガス・電気セット割）の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、一般ガス供給約款（基本約款）2に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、一般ガス供給約款（基本約款）2に準じます。

7. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（基本約款）を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本定義書は平成30年11月1日から実施いたします。但し、平成30年10月31日以前から継続して供給している需要家に対しては、平成30年11月の定例検針の翌日から実施いたします。